

行政文書管理規則の一部改正案について（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

経済産業省、金融庁、消費者庁、個人情報保護委員会、出入国在留管理庁、及び環境省について、以下のとおり改正を行う。

<主な改正内容>

（1）経済産業省

副総括文書管理者を情報システム厚生課長から、大臣官房総務課長に変更 他

<その他の改正内容>

（2）金融庁

附則について、旧文書管理規則の廃止年月日を修正

（3）消費者庁

別表第1及び別表第2の一部の事項の記載ぶりを修正 他

（4）個人情報保護委員会

別表第1及び第2について、個人の権利義務の得喪及びその経緯及び法人の権利義務の得喪及びその経緯に係る事項として、「補助金等の交付に係る重要な経緯」を追加 他

（5）出入国在留管理庁

別表第一について、引用条項を修正 他

（6）環境省

規則第5条に規定する「部局等」の規定ぶりを修正